

静岡産業大学再入学規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第12条の3（再入学）の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 本学に再入学を出願できる者は、学則第13条（退学）の規定による退学者及び第17条（除籍）第3号の規定による除籍者のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 入学が1年次入学であった場合は入学時より8年以内の者、3年次編入学であった場合は編入学時より4年以内の者
- (2) 原則として在学中の修得単位数が1年間あたり20単位以上の者

(出願できる学部学科)

第3条 再入学を出願できる学部学科は、原則として退学及び除籍時に所属した学部学科とする。

(再入学の年次)

第4条 再入学の年次は、退学及び除籍時の在学年数及び修得単位数により教授会で決定する。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(出願書類)

第6条 本学の各学部にて再入学を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 再入学願書（別紙様式）
- (2) 在学中の成績証明書
- (3) 在籍証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(出願の時期)

第7条 再入学を出願できる時期は、次のとおりとする。

前 学 期	前年度の1月末まで
後 学 期	当該年度の7月末まで

(審査等)

第8条 再入学の審査は、学部入学試験委員会が書類と面接等により行う。

- 2 再入学の可否は、前項の審査に基づき教授会が決定し、1ヶ月以内に出願者に通知するものとする。

(手続及び許可)

第9条 前条により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納付しなければならない。

- 2 再入学者の納付金の額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 授業料等は再入学する年次の授業料等と同額とする。
 - (2) 入学金は再入学する年次の入学金の半額とする。ただし、入学が1年次入学であった場合は入学時より4年以内の者、3年次編入学であった場合は編入学時より2年以内の者については、入学金を免除する。
- 3 学長は、第1項の再入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

(庶務)

第10条 再入学に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

(改正)

第11条 この規程の改正は、各学部教授会及び大学協議会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学経営学部再入学規程(平成12年4月1日施行)」及び「静岡産業大学情報学部再入学内規(平成20年2月6日施行)」は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

様式

再入学願書

年 月 日

静岡産業大学長 様

本人	氏名	Ⓜ			本人写真貼付 半身・無帽・正面 (縦4cm×横3cm)
	性別	男・女	生年月日	年 月 日	
	現住所	〒 TEL ()			
保証人	氏名	Ⓜ (本人との続柄)			
	現住所	〒 TEL ()			

下記の理由により 学部 への再入学をお願いいたします。

記

【理由(具体的に)】

【入 学 年 月 日】 年 月 日

【退学・除籍年月日】 年 月 日

【退学・除籍理由】

【退学・除籍時の学部等】

_____ 学部 _____ 学科 _____ 年 _____ 学籍番号 _____

大学記載欄

再入学許可通知	年 月 日	契 印	備 考
再入学学年	第 学年		
許可通知発信日	年 月 日		
在籍期間			
修得単位数	単 位		